

## 建設業退職金共済事業加入・履行証明願

共済事業加入及び共済契約の履行状況を下記により証明願います。

令和 年 月 日

勤労者退職金共済機構  
建退共福島県支部長 殿住所  
申請者 名称  
(共済契約者) 代表者  
電話番号

①共済契約成立年月日	昭和 平成 年 月 日 令和	⑩直前決算日における直近1か年間の元請から 受けた電子申請による掛金充当額	円
②共済契約者番号	—	⑪直前決算日における直近1か年間の下請に 行った電子申請による掛金充当額	円
③建設キャリアアップシステム 事業者ID		⑫事務受託者番号	
④直前決算日における 被共済者数	人	⑬決算日及び決算期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日	
⑤直前決算日における直近1か年間の 手帳更新数	冊	⑭工事施工高 (土木) (建築・その他)	
⑥直前決算日における直近1か年間の 証紙購入額	円	公共工事	千円 千円
⑦直前決算日における直近1か年間の元請から 現物で交付を受けた証紙の金額	円	民間工事	千円 千円
⑧直前決算日における直近1か年間の下請へ 現物で交付した証紙の金額	円	合計	千円
⑨直前決算日における直近1か年間の電子申請 による掛金充当額(自社分)	円	⑮その他	

## 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

証 第 号  
令和 年 月 日勤労者退職金共済機構  
建退共福島県支部  
支部長

## 建設業退職金共済事業加入・履行証明書 発行申請要領

「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」は、建退共に参加し、かつ共済手帳の更新及び共済証紙の購入など適正に履行されている場合に限り証明書が発行されます（決算期間内に手帳の更新がないなど、履行が適正にされていない場合は発行できない場合がございます）。申請は以下のとおりお願いします。

1. 申請方法 「2」の提出書類等を原則郵送により建退共福島県支部に申請して下さい。
2. 提出書類等

①建設業退職金共済事業加入・履行証明願（正本2枚を提出）

建退共福島県支部のホームページ（<http://www.kentaikyou.fukushima.jp>）からダウンロードして下さい。但し、この証明願については、建退共本部のホームページに掲載されている様式は使用できません。

②掛金収納書（コピー可）

③共済手帳受払簿（様式第029号） } } 様式029・030号は建退共本部のホームページからダウンロード  
(<http://www.kentaikyou.taisyokukin.go.jp/>)、  
または「建退共事務処理の手引き」よりコピー可。

④共済証紙受払簿（様式第030号）

⑤証明手数料（1部〔2枚1組〕につき500円。現金または郵便小為替）

⑥返信用封筒（切手貼付・宛名記入のこと）

3. 加入・履行証明願記入要領

欄名(一部略称)	記入要領
①共済契約成立年月日	「建設業退職金共済契約者証」によって記入
②共済契約者番号	
③事業者ID	建設キャリアアップシステムの登録時に通知された事業者IDを記入。但し、同システムに登録していない場合は、記入する必要なし
④被共済者数	直前決算日において手帳の交付を受けている労働者の人数を記入
⑤手帳更新数	直前決算日における直近1か年間の手帳の更新冊数
⑥証紙購入額	直前決算日における直近1か年間の購入金額を記入
⑦元請から現物で交付を受けた証紙の金額	「共済証紙受払簿」により直前決算日における直近1か年間の金額を記入
⑧下請へ現物で交付した証紙の金額	「共済証紙受払簿」により直前決算日における直近1か年間の金額を記入
⑨電子申請による掛金充当額(自社分)	直前決算日における直近1か年間の掛金充当額を記入
⑩元請から受けた電子申請による掛金充当額	直前決算日における直近1か年間の掛金充当額を記入
⑪下請に行った電子申請による掛金充当額	直前決算日における直近1か年間の掛金充当額を記入
⑫事務受託者番号	「建設業退職金共済事務受託者証」によって記入。但し、事業主が事務受託者証の交付を受けていない場合は、記入する必要なし
⑬決算日及び決算期間	本証明願の申請日に最も近い決算日及び該当する期間を記入
⑭工事施工高	直前決算日における直近1か年間の完成工事高。但し、公共・民間工事に区分し、それらの金額を土木（「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「ほ装工事」、「しゅんせつ工事」）と建築・その他（土木以外の工事）に分けて記入。合計欄は全てを合算した金額。（経営事項審査申請書の工事完成高の合計と一致すること）
⑮その他	①～⑭に記載する内容の補足事項や、④の人数に対し⑤の冊数や⑥の購入額が極端に少ない場合の理由等を記入

〔注意〕

- イ) 直前決算日以内にJVで工事を施工した場合、構成員企業の出資比率で証紙を購入した時に、その金額を⑥に加算して下さい。また、代表企業が一括して購入した場合も⑥に加算して下さい。
- ロ) 提出書類に不備があったり、手帳の更新が適正に行われていなかったり、証明願に必要事項が記入されていない時は、加入・履行証明書の発行ができない場合がございます。
- ハ) 上記のことについてご不明な点がある場合、または本制度への加入を希望する方は下記にお問い合わせ下さい。

**勤労者退職金共済機構 建退共福島県支部 〒960-8061 福島市五月町 4-25**

TEL024-523-1618 FAX024-522-4513 <http://www.kentaikyou.fukushima.jp>